

第一種フロン類充填回収業変更届出書（廃業届出書）に係る
広島県電子申請システム 操作マニュアル
（申請者用）

〈令和7年7月からの申請分〉

令和7年7月

広島県環境県民局環境保全課

<目次>

○ 手続の流れ	1
○ 利用者登録	2
○ 申請手続	3
○ 申込内容照会・変更・取下げ	16
○ 届出の受理	19

ご案内

- ・ このマニュアルでは、「変更届出書」を提出する場合の操作方法を説明します。
- ・ 「廃業届出」を提出する場合も、基本的に「変更届出書」と同様の操作方法になるため、このマニュアルを参考にしてください。

【利用者登録（事前準備）】※手続詳細は P2 参照

電子申請システムのトップページにアクセスし、「利用者登録」からアカウントを作成する。
(※既にアカウントをお持ちの方は【申請手続】へ)



【申請手続】※手続詳細は P3~15 参照

①県のホームページのから電子申請システムにアクセスする。

手続名	第一種フロン類充填回収業者変更届出書（テストver2）
説明	フロン類充填回収品に基づき第一種フロン類充填回収業者の変更の届出が可能です。 必要事項をご記入のうえ、お申込みください。 【届出書類】 ・下記URLからダウンロードの上、電子添付してください。 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/info/econf/f2-annai-1-index.html ・届出者が本人で「第一種フロン類回収業者（廃棄事業法第17条）」の届出が必要となる場合、あらかじめ「第一種フロン類回収業者（廃棄事業法第17条）」の届出（発行日から3ヶ月以内のもの）を準備の上、申請後7日以内に届出の届出となるようご届出又は維持してください。 【電子申請操作でマニュアル】 下記の「電子申請操作でマニュアル（利用者編）」をダウンロードの上、参照してください。 【手続きの流れ】 ○届出者が本システムで電子申請後、県で届出書類の事前審査を行います。 ○届出書類に不備がある場合は、県から補正事項を記載したメールを送付しますので、指摘事項について、補正を行ってください。 ○書類に不備がなければ、県から受理通知メールが送付されます。 ○登録済業者の公開情報に更新がある場合は、受理後、県から更新後の登録通知書を送付します。 【問い合わせ先】 またる事業場の場所により、異なります。 下記ページの「5 申請・届出先一覧」をご確認ください。 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/info/econf/f2-annai-1-index.html
受付時期	2023年2月5日14時35分～



②画面の指示に従って申請情報を入力し、申請書類一式をアップロードする。

選択中の手続名：第一種フロン類充填回収業者変更届出書（テストver2）

第一種フロン類充填回収業者変更届出書

提出先 **必須**

またる事業所の所在地を該当する申請窓口を選択してください。

- 01西部厚生環境事務所：廿日市市、大竹市
- 02西部厚生環境事務所広島支所：広島市、安芸高田市、府中市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、広島県
- 03西部厚生環境事務所所長支所：呉市、江田島市
- 04西部厚生環境事務所：竹原市、東広島市、大崎上島町
- 05東部厚生環境事務所：三原市、尾道市、豊後市
- 06東部厚生環境事務所福山支所：福山市、府中市、神石高原町
- 07北部厚生環境事務所：三次市、庄原市
- 08環境保全課：県外(広島県内に事業者が存在しない)

各窓口の連絡先等は以下HPの「5 申請・届出先一覧」をご確認ください。
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/info/econf/f2-annai-1-index.html>

届出方法 **必須**

「届出者本人による届出」、「代理人（行政書士）による届出」のいずれかを選択してください。

届出者本人による届出



③担当窓口で申請書類の事前審査を行います。
補正事項がなければ、受理通知メールが届きます。



【手続完了】

【利用者登録（事前準備）】

下記 URL から電子申請システムトップページにアクセスし、画面右上の「利用者登録」から行います。

https://s-kantan.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_initDisplay.action

その後は、下記 URL の利用者登録マニュアルを参考に、手続きを行ってください。

<https://s-kantan.jp/help/PREFHS/profile3-2-1.htm>

The screenshot shows the homepage of the Hiroshima Prefecture Electronic Application System. At the top, there is a green banner with the system name and a 'ログイン' (Login) button. Below this is a '利用者登録' (User Registration) button. A navigation bar contains '申請書ダウンロード' (Download Application Form) and a breadcrumb trail: '手続き申込' (Application) > '申込内容照会' (Check Application Content) > '取寄署名検証' (Check Signature). The main content area is titled '手続き申込' (Application) and includes a search bar with icons for '手続き選択をする' (Select Procedure), 'メールアドレスの確認' (Check Email Address), '内容を入力する' (Enter Content), and '申し込みをする' (Apply). Below the search bar, a yellow box contains the instruction: '検索項目を入力（選択）して、手続きを検索してください。' (Enter (select) search items to search for procedures). The search form includes a '検索キーワード' (Search Keyword) field, a '利用者選択' (User Selection) section with checkboxes for '個人が利用できる手続き' (Procedures available to individuals) and '法人が利用できる手続き' (Procedures available to corporations), and a '絞り込みで検索する' (Search with filters) button. At the bottom of the search section are buttons for '分類別で探す' (Search by category) and '五十音で探す' (Search by五十音). The page footer shows the date and time: '2022年05月12日 16時04分 現在' (Current time: May 12, 2022, 16:04).

補足

利用者登録パスワードは、申請者自身で管理してください。

【申請手続】

- 1 県 HP から該当の申請フォームにアクセスしてください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/f-f2-annai-1-shinnsei.html>

県HP

「第一種フロン類充填回収業者
登録申請・届出の手続き」

2 手続き方法

いずれかの方法によって手続きしてください。

(1) 電子申請【推奨】

- ・広島県電子申請システムにより、インターネットを利用して、自宅のパソコン等から、申請をすることが可能です。
ただし、本人確認のできる書類（法人の登記事項証明書等）については、原本を申請窓口へ郵送又は持参する必要があります（申請後7日以内に必着）。

□ 申請可能期間（更新時）

- ・更新の登録申請の電子申請による受付期間は、登録有効年月日3か月前から20日前以前です。
登録有効年月日まで20日を過ぎている場合は持参又は郵送（郵送は環境保全課受付分に限り）により申請してください。

□ 手数料（登録・更新時）

- ・登録（更新の登録）申請の手数料は同システムから[電子納付](#)（ペイジー、クレジットカード又はQRコード決済等）していただけます。

□ 申請方法

- ・各手続により申請画面が異なります。

[【第一種フロン類充填回収業】新規及び更新（5年毎）の登録申請](#)

[【第一種フロン類充填回収業】変更の届出](#)

[【第一種フロン類充填回収業】廃業の届出](#)

申請したい手続きのリンク
をクリックしてください。
4ページの「利用者ログイン画面」が表示されます。

2 利用者ログイン画面が表示されます。

この手続きは利用者登録をせずに利用することはできません。

利用者登録で設定した利用者 ID、パスワードを入力し、「ログイン」をクリックしてください。



手続き申込

利用者ログイン

手続き名	
受付時期	2022年9月15日8時40分～

この手続きは利用者登録せずに、利用することはできません。
利用者登録した後、申込みをしてください。

[利用者登録される方はこちら](#)

既に利用者登録がお済みの方

利用者IDを入力してください

利用者登録時に使用したメールアドレス、
または各手続の担当部署から受領したIDをご入力ください。

パスワードを入力してください

利用者登録時に設定していただいたパスワード、
または各手続の担当部署から受領したパスワードをご入力ください。
忘れた場合、「パスワードを忘れた場合はこちら」より再設定してください。

利用者登録で設定した
利用者 ID、パスワード
を入力してください

メールアドレスを変更した場合は、ログイン後、利用者情報のメールアドレスを変更ください。

[パスワードを忘れた場合はこちら](#)

ログイン >

補足

利用者登録がまだ済んでいない場合は P2の「利用者登録(事前準備)」により、利用者登録を行ってください。
パスワードを忘れた場合は、利用者ログイン画面の「パスワード忘れた場合はこちら」からパスワードを再設定してください。

3 手続説明画面が表示されます。

手続名をよく確認してください。

手続説明、利用規約をご確認の上、「同意する」(P6)をクリックしてください。

※手続き説明欄はよく内容を確認してください。

広島県電子申請システム

ラクラク!

ログアウト

利用者情報

申請団体選択 申請書ダウンロード

手続き申込 申込内容照会

手続き申込

手続き選択をする メールアドレスの確認 内容を入力する 申し込みをする

手続き説明

下記の内容を必ずお読みください。

手続き名	第一種フロン類充填回収業者変更届出書
説明	<p>フロン排出抑制法に基づく第一種フロン類充填回収業者の変更の届出が可能です。必要事項をご記入のうえ、お申込みください。</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none">・下記URLからダウンロードの上、電子添付してください。 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/f-f2-annai-1-shinnsei.html・届出者が法人で登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の提出が必要となる場合、あらかじめ登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の原本(発行日から3ヵ月以内のもの)を準備の上、申請後7日以内に窓口 に必着となるように郵送又は持参してください。 <p>【電子申請操作マニュアル】</p> <p>下記の「電子申請操作マニュアル(利用者編)」をダウンロードの上、参照してください。</p> <p>【手続きの流れ】</p> <ul style="list-style-type: none">○届出者が本システムで電子申請後、県で提出書類の事前審査を行います。○提出書類に不備がある場合は、県から補正事項を記載したメールを送付しますので、指摘事項について、補正を行ってください。○書類に不備がなければ、県から受理通知メールが送付されます。○登録通知書の記載内容に変更がある場合は、受理後、県から変更後の登録通知書を交付します。 <p>【問い合わせ先】</p> <p>主たる事業場の場所により、異なります。</p> <p>下記ページの「5 申請・届出先一覧」でご確認ください。 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/f-f2-annai-1-index.html</p>
受付時期	2025年2月5日14時35分～

<利用規約>

★★★★★ 利用者登録をされる方へ ★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

登録されたID及び利用者情報につきましては、広島県及び県内全市町で共通管理されます。

★★

広島県・市町共同利用型電子申請システム利用者規約

1 目的

この規約は、利用者が広島県・市町共同利用型電子申請システム（以下「システム」という。）を利用して広島県及び県内市町（以下「県内自治体」という。）に申請・届出等の手続を行うために必要な事項を定めるものです。

2 利用者規約の同意

「同意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただけましたものとみなします。

上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。

[< 一覧へ戻る](#)[同意する >](#)

操作に関するお問合せ先（コールセンター）
※手続内容は、各手続きの担当課にお問合せください。
固定電話より：0120-464-119（フリーダイヤル）
携帯電話より：0570-041-001（有料）
（平日 9:00から17:00 年末年始除く）
E-mail：help-shinsei-hiroshima@apply.e-tumo.jp

4 手続申込画面が表示されます。

入力内容（例：申請者の区分など）に応じて必要な添付書類項目が表示されます。

必要事項の入力及び添付書類の添付後、画面最下部の「確認へ進む」をクリックしてください。

- (1) 添付ファイルの合計サイズの上限は 100MB です。
- (2) 添付書類が多いため、予め添付書類を準備してから、手続を開始してください。
(※添付書類の一時保存不可。未操作が 180 分続くとタイムアウトします。)
- (3) 様式は県 HP よりダウンロードしてください。
- (4) 本人確認のできる書類（法人の履歴事項全部証明書等）は別途申請窓口で郵送又は持参により提出してください。

申込

選択中の手続き名：第一種フロン類充填回収業者変更届出書

問合せ先 +開く

第一種フロン類充填回収業者変更届出書

提出先 必須

主たる事業所の所在地を担当する申請窓口を選択してください。

- 01西部厚生環境事務所：廿日市市、大竹市
- 02西部厚生環境事務所広島支所：広島市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町
- 03西部厚生環境事務所呉支所：呉市、江田島市
- 04西部東厚生環境事務所：竹原市、東広島市、大崎上島町
- 05東部厚生環境事務所：三原市、尾道市、世羅町
- 06東部厚生環境事務所福山支所：福山市、府中市、神石高原町
- 07北部厚生環境事務所：三次市、庄原市
- 08環境保全課：県外(広島県内に事業者が存在しない)

各窓口の連絡先等は以下HPの「5 申請・届出一覧」をご確認ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/f-f2-annai-1-index.html>

- 01西部厚生環境事務所
- 02西部厚生環境事務所広島支所
- 03西部厚生環境事務所呉支所
- 04西部東厚生環境事務所
- 05東部厚生環境事務所
- 06東部厚生環境事務所福山支所
- 07北部厚生環境事務所
- 08環境保全課

選択解除

申請窓口を選択してください。

- ・主たる事業所の所在地に応じ、申請窓口が異なるため、上記オレンジ色の枠内を確認してください。
- ・広島県内に事業所がない場合は、08 環境保全課を選択してください。

届出方法 必須

「届出者本人による届出」、「代理人（行政書士）による届出」のいずれかを選択してください。

届出者本人による届出 ▼

- ・届出者本人による届出
- ・代理人（行政書士）による届出

のいずれかを選択してください。
(代理人の場合には、以後の項目で代理人の情報の入力と委任状の添付が必要です)

届出者情報

届出者の区分 **必須**

「個人」、「法人」のいずれかを選択してください。

個人

- ・個人
- ・法人

のいずれかを選択してください。
(以後の入力項目が変わります。)

【個人を選択した場合】

氏名 **必須**

氏: 名:

氏名【フリガナ】 **必須**

氏: 名:

郵便番号【半角】 **必須**

郵便番号

住所 **必須**

個人：住民票に記載の住所を記入してください。

法人：登記事項証明書に記載の本店所在地を記入してください。

住所

電話番号【半角】 **必須**

電話番号

メールアドレス **必須**

メールアドレス

【法人を選択した場合】

申請者の区分 **必須**

「個人」、「法人」のいずれかを選択してください。

法人



法人名 **必須** 選択肢の結果によって入力条件が変わります

代表者名 **必須** 選択肢の結果によって入力条件が変わります

氏

名

担当者情報

氏名 **必須**

氏：

名：

氏名【フリガナ】 **必須**

氏：

名：

郵便番号【半角】 **必須**

郵便番号

住所検索

住所 **必須**

個人：住民票に記載の住所を記入してください。

法人：登記事項証明書に記載の本店所在地を記入してください。

住所

電話番号【半角】 **必須**

電話番号

0825132920

メールアドレス **必須**

メールアドレス

XXXXXXXXXX@pref.hiroshima.lg.jp

【代理人（行政書士）による届出の場合】

代理人（行政書士）の情報

代理人の所属（事務所名等） 選択肢の結果によって入力条件が変わります

代理人（行政書士）の氏名 必須 選択肢の結果によって入力条件が変わります

氏 名

代理人の電話番号 選択肢の結果によって入力条件が変わります

代理人による申請の場合、入力必須です。

電話番号

提出書類一覧

以下HPを参照の上、申請様式に記入するとともに、添付書類を用意し、電子ファイルを添付してください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/f-f2-annai-1-shinnsei.html>

(1) 様式第2 (第11条関係) 第一種フロン類充填回収業者変更届出書 **必須**

様式に必要な事項を記入し、電子ファイルを添付してください。

ファイルの選択 ファイルが選択されていません
削除

「添付ファイル」をクリックすると、添付ファイル選択画面に移るので、以下の①～③の手順で添付ファイルを添付してください。

(添付ファイル選択画面)

手続き申込

添付ファイル選択

申込に必要な添付ファイルを選択してください。

<

- ・ ファイルを選択後、【添付する】をクリックすると添付されます。
- ・ 添付ファイルが複数ある場合は、同じ操作を繰り返してください。
- ・ 全てのファイルを添付し終えたら、【入力へ戻る】をクリックしてください。

手続き名	第一種フロン類充填回収業者登録（登録の更新）申請（テストver4.1）
項目名	(1) 第一種フロン類充填回収業者登録・登録更新申請書
添付できるファイル数	20

添付ファイル

ファイルを選択してください

① ファイルが選択されていません

②

①「ファイルの選択」をクリックし添付ファイルを選択してください。
②「添付する」をクリックしてください。
※添付ファイルが複数ある場合は、①②の操作を繰り返してください。

添付結果

第一種フロン類回収業者登録・登録更新申請書.doc

③

③画面下部に添付結果が表示されるので、「入力へ戻る」をクリックしてください。

(2) 添付書類

添付ファイル

「ファイルの選択」をクリックし添付ファイルを選択してください。

変更内容に応じ、必要な書類を添付してください。

※本人確認できる書類について

【法人の場合】

申込完了後、発行日から3か月以内の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の原本を申込日から7日以内に申請窓口へ郵送又は持参してください。

【個人の場合】

県が住民基本台帳ネットワークで申請者の情報を確認するため、住民票の写しの提出は不要です。

この場合、県での情報検索の際に参考とするため、別途、申請者の生年月日の入力をお願いします。

なお、住民基本台帳で確認できない又は確認を望まれない場合は、発行日から3か月以内の住民票の写しの原本を申込日から7日以内に申請窓口へ郵送又は持参してください。

※届出遅延理由について

変更があった日から30日以内に届出書を提出できなかった場合は、その理由を記載した遅延理由書を添付してください。

【届出者が個人の場合】

【届出者が個人の場合】

必須

選択肢の結果によって入力条件が変わります

確認のため、以下のいずれかを選択してください。

- 氏名又は住所に変更はありません。
- 住民票の写しは提出しません。（県が住民基本台帳ネットワークで確認）
- 住民票の写しを別途郵送又は持参により提出します。

いずれかを選択してください。

選択解除

【届出者が個人で氏名又は住所に変更がある場合】

選択肢の結果によって入力条件が変わります

届出者の生年月日を入力してください。



氏名又は住所に変更がある場合で、住民票を提出しない場合は、申請者の生年月日を入力してください。

【代理人（行政書士）による届出の場合】

(3) 委任状

必須

選択肢の結果によって入力条件が変わります

代理人による届出の場合、委任状を添付してください。

ファイルの選択 ファイルが選択されていません

削除

「ファイルの選択」をクリックし委任状を添付してください。

誓約事項

誓約事項 **必須**

内容を十分理解した場合は、以下にチェックしてください。

別途郵送又は持参が必要な書類がある場合、申込日から7日以内に届出窓口へ提出する。

確認へ進む

必要事項の入力、必要書類の添付完了後、すべてにチェックし、「確認へ進む」をクリックしてください。

入力中のデータを一時保存・読み込み

【申込データ一時保存、再読み込み時の注意事項】

- ・添付ファイルは一時保存されません。再読み込み後は、必要に応じて、ファイルを添付し直してください。
- ・パソコンに一時保存した申込データはパソコンで閲覧・加筆・修正することはできません。
- ・システムに読み込む場合は一時保存した手続きの画面でしか読み込めませんので、ご注意ください
- ・**入力中の申込データをパソコンに一時保存しますので、保存した申込データの取扱いは、申請者の責任において管理をお願いします。**

「入力中のデータを保存する」では申込みの手続きが完了しておりませんのでご注意ください。

※入力中の申込データをパソコンに一時保存します。

※一時保存した申込データを再度読み込みます。

↓ 入力中のデータを保存する

↑ 保存データの読み込み

補足

入力内容の不備や添付漏れがある場合は、エラーが表示されます。修正後に再度「確認へ進む」をクリックしてください。

- 6 申込完了画面が表示され、利用者登録されたメールアドレス宛てに申込完了通知メールが自動送信されます。申請手続はこれで完了です。

手続き申込

 手続き選択をする メールアドレスの確認 内容を入力する 申し込みをする

申込完了

下記の整理番号とパスワードを記載したメールを送付しました。

メールアドレスが誤っていたり、フィルタ等を設定されている場合、メールが届かない可能性があります。

申込みが完了しました。

下記の整理番号とパスワードを記載したメールを送信しました。

メールアドレスが誤っていたり、フィルタ等を設定されている場合、
メールが届かない可能性があります。

整理番号	[REDACTED]
パスワード	[REDACTED]

整理番号とパスワードは、今後申込状況を確認する際に必要となる大切な番号です。特にパスワードは他人に知られないように保管してください。

なお、内容に不備がある場合は別途メール、または、お電話にてご連絡を差し上げる事があります。

< 一覧へ戻る

(申込完了通知メール)

送信者	pref-hiroshima@test.e-tumo.jp	
送信日時	2025-02-06 14:50	
宛先	[REDACTED]	
件名	【申込完了】第一種フロン類充填回収業変更届出書	★

広島県電子申請サービス（インターネット側試験環境）

整理番号： [REDACTED]
パスワード： [REDACTED]

提出先： 08環境保全課

上記届出書類の到達を確認しました。

【申込内容照会URL】
下記URLにアクセスし、上記の整理番号とパスワードを入力してください。
(電子申請システムでログイン後に、申込内容照会から確認することも可能です。)
◆パソコン、スマートフォンはこちらから
https://test.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/inquiry/inquiry_initDisplay

【法人の本人確認できる書類について】
届出者が法人で登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の提出が必要となる場合、電子申請後に登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の原本（発行日から3ヵ月以内のもの）の郵送又は持参が必要です。
申請窓口に、申込完了日から1週間以内に必着となるように、郵送又は持参してください。
※1週間以内に届かない場合は、申請を却下する場合がありますのでご注意ください。

【今後の手続きのご案内】
○これから県で提出書類の事前審査を行います。
○提出書類に不備がある場合は、県から補正指示を記載したメールが届きますので、申込内容照会から修正してください。（詳細は操作マニュアルP10を参照）
○提出書類に不備がなければ、県から受理通知メールが届きます。

【問い合わせ先】
主たる事業場の場所により、異なります。
下記ページの「5 申請・届出先一覧」で確認ください。
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/f-f2-annai-1-index.html>

※このメールは手続きが終了するまで必ず保存しておいてください。

注意

申込状況の確認などで必要なので、「整理番号」「パスワード」は、保管しておいてください。

【申込内容照会・修正・取下げ】

※ 申込を行った手順の処理状況を確認できます。また、申込内容の修正や申込の取下げをしたい場合は、該当の申請を照会して手順を行うことができます。

- 1 申込完了通知メール(p15)に記載された「整理番号」及び「パスワード」を入力、又は、下記 URL からシステムにログインし、左上の「申込内容照会」のタブをクリックする。
<https://s-kantan.jp/pref-hiroshima-u/profile/userLogin.action>

The screenshot displays the '広島県電子申請システム' (Hiroshima Prefecture Electronic Application System) interface. At the top, there is a green header with the system name and a 'ログアウト' (Logout) button. Below the header, there are navigation tabs for '申請団体選択' (Select Application Organization) and '申請書ダウンロード' (Download Application Form). The main navigation bar includes '手続き申込' (Application Process) and '申込内容照会' (Check Application Status), with the latter being the active tab. The user is identified as 'ようこそ、國光 和也さま' (Welcome, Kazuya Kunimitsu). A notice box contains two announcements: one from June 11, 2024, regarding a service improvement survey, and another from May 15, 2024, regarding an AI chatbot. Below the notices, the '手続き申込' (Application Process) section is visible, featuring a progress bar with four steps: '手続き選択をする' (Select Application Process), 'メールアドレスの確認' (Check Email Address), '内容を入力する' (Enter Content), and '申し込みをする' (Apply).

2 過去の申込内容一覧が表示されます。該当の申請を選択し、「詳細」をクリックしてください。

広島県電子申請システム

ログアウト
利用者情報

申請団体選択 | 申請書ダウンロード

> 手続き申込 | > 申込内容照会

申込内容照会

申込一覧

キーワードで探す

整理番号 手続き名

申込日 カレンダー ~ カレンダー

入力例) 2000年1月23日は20000123と入力

検索 >

2024年11月22日 20時02分 現在

並び替え 申込日時降順 ▼ 表示数変更 20件ずつ表示 ▼

1

整理番号	手続き名	問い合わせ先	申込日時	処理状況	操作
531806634850	第一種フロン類充填回収業変更届出書	広島県環境県民局環境保全課	2024年11月22日19時	処理待ち	詳細>

- 3 処理状況や申込内容が表示されます。申込内容の修正、申込の取下げ、過去の申込を再利用して申込を行いたい場合は、画面下部の該当の手続をクリックしてください。
- 添付書類に不備がある場合、返却処理されます。処理状況の欄に「返却中」と表示されるため、画面最下部の「修正する」により、修正してください。（※返却処理及び補正事項の内容については、別途メール等で県から連絡があります。）

申込内容照会

申込詳細

申込内容を確認してください。

※添付ファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。

手続き名	第一種フロン類充填回収業変更届出書
整理番号	■■■■■
処理状況	返却中
処理履歴	2024年11月22日20時11分 返却 2024年11月22日20時10分 ファイルアップロード 2024年11月22日19時43分 申込
添付ファイル1	指摘事項メモ.doc

県からの返却時に添付ファイルがある場合、こちらに表示されます。

- ※確認後、必ずブラウザを閉じてください。
 ※申込んだ内容を修正する場合は、【修正する】ボタンを選択してください。

過去に申し込んだ申込内容をコピーして再度同じ手続きの申込を行うことができます。

< 一覧へ戻る

再申込する >

修正する >

取下げる >

申込内容の修正を行うことが可能です。
 県から補正指示により返却があった場合、こちらで対応してください。

申込を取り下げることができます。

注意

申込内容の修正、申込の取下げは、県の受理処理後は、電子申請システムから手続できません。

【届出の受理】

県で事前審査が完了次第、申請者のメールアドレス宛に受理通知メールが送信されます。

(受理通知メール)

送信者	pref-hiroshima@test.e-tumo.jp
送信日時	2025-02-06 14:56
宛先	[REDACTED]
件名	【申込受理】第一種フロン類充填回収業変更届出書

広島県電子申請サービス（インターネット側試験環境）

手続き名：
第一種フロン類充填回収業変更届出書

整理番号 [REDACTED]

届出を受理しました。

【申込内容照会】
電子申請システムでログイン後に、申込内容照会、申込完了通知に記載されている整理番号とパスワードを入力してください。
(電子申請システムにログイン後に、申込内容照会から確認することも可能です。)
https://test.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/inquiry/inquiry_initDisplay

【今後の手続き】
○これから県で提出書類の本審査を開始します。
○本審査完了後、登録通知書の記載内容に変更がある場合は、受理後、県から変更後の登録通知書を交付します。

【問い合わせ先】
主たる事業場の場所により、異なります。
下記ページの「5 申請・届出先一覧」でご確認ください。
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/f-f2-annai-1-index.html>

問い合わせ先
なし
電話：なし
FAX：なし
メール：なし

※このメールは自動配信メールです。
※返信等されましても応答できませんのでご注意ください。

補足

以上で電子申請システムによる手続きは完了です。

(今後の手続き)

- ・これから県で提出書類の本審査を開始します。
- ・本審査完了後、登録通知書の記載内容に変更がある場合は、受理後、県から変更後の登録通知書を交付します。